

令和 3 年（ネ）第 165 号損害賠償請求控訴事件 直送済

令和 4 年（ネ）第 232 号損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人兼被控訴人（第 1 審原告） 佐藤敏彦 外 1271 名

控訴人（第 1 審原告） 酒井美幸 外 29 名

被控訴人（第 1 審原告） 鹿目晴美 外 168 名

附帯控訴人（第 1 審原告） 逢坂直子 外 42 名

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第 1 審被告） 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

控訴審準備書面（3）

（一審原告ら準備書面（控訴審 1）に対する反論）

令和 4 年 9 月 27 日

仙台高等裁判所第 2 民事部 御中

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第 1 審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士	柳 田 一	
同	淹 充	
同	奥 田 洋	
同	関 卓	

同	谷 内	麻里里	
同	宮 下	敬	
同	棚 村	友	
同	田 中	秀	
同	青 木	翔太郎	
同	石 神	脩	
訴訟復代理人弁護士	大 胡		
同	松 永	大	

<目次>

第1章 はじめに.....	1
第1 本書の位置づけ.....	1
第2 一審原告控訴審準備書面1の概要及びこれに対する反論の要旨 ...	1
第2章 一審原告らの主張に対する反論.....	5
第1 「第1 自主的避難等対象区域」に対する反論.....	5
1. 「2 原審認定の間違い」に対する反論.....	5
2. 「3 いわき市民の当初の混乱と不安の継続」に対する反論.....	5
3. 「4 語られにくい滞在者の被害」に対する反論.....	11
4. 「5 未除染下で生活することについての被害」に対する反論.....	11
5. 「6 『ふるさと損傷』という観点からの被害」に対する反論.....	13
第2 「第2 旧屋内退避区域の損害」に対する反論.....	19
1. 「2 同じ30キロ圏内であるのに緊急時避難準備区域に指定されなかったこと」に対する反論	19
2. 「3 屋内退避区域の被害」に対する反論.....	20
3. 「4 屋内退避区域の賠償」に対する反論.....	20

第1章 はじめに

第1 本書の位置づけ

本書では、一審原告らによる2022（令和4）年6月30日付け「準備書面（控訴審1）（関礼子意見書（甲A 661）を前提とする準備書面）」（以下「一審原告控訴審準備書面1」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

第2 一審原告控訴審準備書面1の概要及びこれに対する反論の要旨

1. 一審原告らは、関礼子教授による「汚染下（未除染下）で滞在したいわき市民の「ふるさと損傷」被害について」と題する意見書（甲A 661）（以下「関意見書」という。）の内容を敷衍して、自主的避難等対象区域と旧屋内退避区域に分けた上で、概要、以下のとおり主張する。

(1) 自主的避難等対象区域

一審原告らは、概要、以下の理由（括弧内は一審原告控訴審準備書面1の頁数）を挙げた上で、「（自主的避難等対象区域の「滞在者」は）事件後数年が経過しても、被ばくへの不安はなくならず、日常的に、被ばくを回避するための行動をとってきた。さらにその後も、徐々に放射性物質による生命・身体への恐怖は薄れつつあったものの、生業（特に、第一次産業）や観光業などへの被害は著しく、地域力の低下、生活の質の低下ともいいうべき時期が続いた。これらの被害も、事故と相当因果関係があるものとして、賠償の対象とすべきである」と主張する（一審原告控訴審準備書面1・18から19頁）。

- ① 原判決は、「医学的知見の客觀性や合理性に依拠して放射能の危険性を判断」しているが、「医学的リスクという被害に偏った認定」であり、「日常生活の阻害という被侵害利益を正面から認定して」いない。「『ふるさと損傷』というべき観点も含め、医学的リスクに留まらない日常生活の阻害状況について的確に認定されるべき」である（「第1」の「2 原審認定の間違い」 3頁以下）。
- ② 母乳からの放射性ヨウ素の検出、子供の尿からの放射性物質の検出、ホットスポットの存在、汚染状況重点調査地域への指定、度重なる災害、自主避難実行者の増加、汚染の実態解明の遅延等の事情を踏まえると、2011（平成23）年4月22日において、「日常生活を回復していく状況にあった」との原判決の事実認定は誤っている（「第1」の「3 いわき市民の当初の混乱と不安の継続」 4頁以下）。
- ③ 「表面上、日常生活を回復しているように見えたのならば、……被害を語らず、語れず、被害を個別に背負わざるを得ない状況に追い込まれていたと評価するのが適切」である（「第1」の「4 語られにくい滞在者の被害」 7頁以下）。
- ④ 原判決は、関意見書でいう「じわり」型被害の重大性を認めていない。「除染の必要性がありながら未除染下で生活し続けること」は、「一般的に不快を感じ得る事情」であることは論を待たない（「第1」の「5 未除染下で生活することについての被害」 9頁以下）。
- ⑤ 原発事故による地域的被害、地域力の低下と言われる被害（具体的には、山林、農業、海、川、観光資源、魚、伝統文化、食文化等の被害）は、同時に平穏生活権侵害という住民の被害として観念することがで

きる（「第1」の「6『ふるさと損傷』という観点からの被害」10頁以下）。

（2）旧屋内退避区域

一審原告は、旧屋内退避区域（本件旧屋内退避区域）について、概要、以下のように主張する。

- ① 「いわき市北部の屋内退避区域は、……不合理で恣意的な政府判断により緊急時避難準備区域から除外されたのであり、社会的公正の観点からも……緊急時避難準備区域に準じた被害が認容されるべき地域である」（「第2」の「2 同じ30キロ圏内であるのに緊急時避難準備区域に指定されなかったこと」19頁以下）。
- ② 原判決は、「屋内退避の被害の終期を第一原発の冷温停止を事由としている」が「的外れ」であり、「問題は、第一原発から既に放出された放射能汚染に対する恐怖と不安（「じわり」）」であるから、「第二期の終期は、いわき市が未除染のまま汚染下にあった時期をもとに議論されるべきである」（「第2」の「3 屋内退避区域の被害」20頁以下）。
- ③ 「住民が安心して居住できる周辺環境であるというためには、除染が不可欠である」ところ、「北部4地域の除染が完了したのは、2014年6月末のこと」であり、「屋内退避指示が解除された2011年4月22日の解除時点で、安心して帰った住民などおらず」、2011年9月までの期間（7カ月間、月額10万円、合計70万円）の賠償は、「この地域の被害に対する補償としては極めて不十分であり」「慰謝料の増額を行うべきである」（「第2」の「4 屋内退避区域の賠償」21頁以下）。

2. 上記「1」の一審原告らの主張に対する一審被告東電の反論は、控訴理由書及び控訴答弁書（2）においてすでに述べてきたとおりである。すなわち、(i)自主的避難等対象区域に居住していた一審原告ら（当然、「滞在者」を含む。）については、法律上保護される利益の侵害が認められない、あるいは、仮に法律上保護される利益の侵害が認められるとしても、法益侵害の期間は遅くとも2011（平成23）年4月22日までであり、(ii)本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らについては、慰謝料の対象となりうる法益侵害が生じた期間は遅くとも2011（平成23）年4月22日までであり、また、(iii)中間指針等に基づく一審被告東電の自主賠償額は、被害者に十分な救済を与える目的で設定され、支払われており、過去の生活妨害に関する裁判例と比較しても十分な金額水準であって、一審原告らにこれを超える損害は生じていない。
3. 以下では、一審原告控訴審準備書面1における一審原告らの個別的な主張に対して、必要な範囲で反論する。

第2章 一審原告らの主張に対する反論

第1 「第1 自主的避難等対象区域」に対する反論

1. 「2 原審認定の間違い」に対する反論

一審原告らは、原判決が、「あまりに医学的リスクという被害に偏った認定」をしており、「医学的知見の客観性や合理性に依拠して放射能の危険性を判断」としていると主張するが、原判決は、「損害」を認定するための指標として、空間放射線量率を唯一重要視しているわけではない。また、「放射能の危険性」を判断するにあたり、実際の放射線量の多寡及び当該放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにそれらに対する客観的・科学的根拠の有無に依拠するのは当然であり、主観的・非科学的な根拠に依拠して「放射能の危険性」は判断できない。このように、一審原告らの主張は、原判決に対する批判として的を射ないものである。

また、一審原告らの言う「放射能汚染下での生活を余儀なくされることで生じた平穏生活権侵害、健康に対する権利、若い世代が避難することなく共に暮らしてきただろう家族の権利」、「ふるさと損傷」というべき観点を含め、医学的リスクに留まらない日常生活」などというものが、直ちに「権利又は法律上保護される利益」となるわけではなくこと、少なくとも自主的避難等対象区域に居住する一審原告らについていえば、一般社会生活上受忍すべき限度を超えた利益侵害があったと評価できることは、既に控訴理由書、控訴答弁書(2)、及び控訴審準備書面(1)において詳述したとおりである。

2. 「3 いわき市民の当初の混乱と不安の継続」に対する反論

一審原告らは、列挙する各事実が、各一審原告らの心理状態に対し、具体的

にどのような影響を与えたのかについて何ら言及できておらず、単なる事実を羅列しているに過ぎない。また、以下のとおり、一審原告らの主張は、本件事故後に法律上保護される利益の侵害が発生・継続していたことを何ら裏付けるものではなく、少なくとも、2011（平成23）年4月22日には「日常生活を回復していく状況にあった」との原判決の認定を覆す要素は何もない。

（1）「母乳から放射性ヨウ素の検出」について

一審原告らは、2011（平成23）年4月20日に「母乳調査・母子支援ネットワーク」が公表した、母乳から検出されたとされる放射性ヨウ素の量を明らかにしていないが（一審原告控訴審準備書面1・4頁）、関意見書の7頁にあるとおり、国立保険医療科学院が2011（平成23）年5月下旬に行った調査では、放射性ヨウ素はいずれの検体においても検出下限値を下回っている。また、いわき市内の3検体の母乳から検出されたとされる放射性セシウムの量は、セシウム134で1キログラムあたり最大6.4ベクレル、セシウム137で1キログラムあたり最大6.7ベクレルであり、これらの数値は、牛乳・乳製品の食品衛生法に基づく当時の暫定規制値である1キログラムあたり200ベクレル¹を大幅に下回る数値である（関意見書・7頁）。

厚労省は、「母乳調査・母子支援ネットワーク」による上記調査の公表直後に緊急に検査を実施し、2011（平成23）年4月30日の時点で、「乳児への影響はない。母乳は栄養面などで利点が多く、普段通りに育児をしてほしい」と呼びかけ、その旨の報道がなされている（乙A205）。さらに、2011（平成23）年6月8日には、日本医学放射線学会、日本産科婦人科

¹ 2012（平成24）年4月から、年間の線量上限値を1ミリシーベルトとして、十分に安全側に立って決定された基準値においても、牛乳について50ベクレル／キログラム、飲料水について10ベクレル／キログラムである（一審被告東電準備書面（17）10頁）。

学会、日本産婦人科医会、日本小児科学会等が連名で『母乳中放射性物質濃度等に関する調査』についてのQ&Aを出し、「今回の基準値以下の放射線量は、あなたや、あなたの大切なお子さんの健康に悪影響を及ぼす放射線量よりもはるかに少量です。そして、このわずかな放射線量よりも、母乳に含まれる様々な子どもの成長に役立つ成分のほうが、はるかにお子さんの成長にとって重要であることをご理解いただければと思います」との見解が示されている（乙A206）。

(2) 「子どもの尿からも放射性物質が検出されたとの報道」について

一審原告らは、「(平成23(2011)年)5月下旬に実施された子ども10人の尿検査では、全員の尿にセシウムが検出され」(関意見書・8頁)という点を持ち出して、「自主避難を余儀なくされる精神状態(に)なった」と主張するが、報道によれば、この時に検出されたとされる放射性セシウム134は尿1リットル当たり0.41～1.13ベクレル、放射性セシウム137は0.43～1.30ベクレルという極めて微量な数値であった（乙A207）。

実際、2011(平成23)年6月30日には、内閣府原子力安全委員会の班目春樹委員長から、「十分低い値。健康への影響は医学的に考えられない。」との見解が示され、報道されている（乙A208の1）。また、放射線影響研究所の長瀧重信元理事長による「この量で健康被害があったという報告はこれまでにない。過度に心配せず、ふだんどおりの生活をしてほしい」とのコメントとともに、財団法人高度情報科学技術研究機構による「大気中の核実験の影響を調べるために昭和30年代後半に行われた、日本人の中学生の尿の分析で、セシウム137は、昭和39年におよそ4.5ベクレルと、今回の3倍以上の濃度だった」との見解についても、それぞれ報道されてい

る（乙A208の2）。

(3) 「2011年6月頃からの各地でのホットスポットの存在の報告」について

一審原告らは、「ホットスポット」との用語を定義していないため、一審原告らが主張する「ホットスポット」が見つかったとしても、それにより具体的な危険性が生じるわけではなく、また、当該情報に接した平均的かつ一般的な人において、合理的に危険性を認識するわけでもない。例えば、いわき市における「毎時0.44～3.66マイクロシーベルト」の地区が「ホットスポット」の例として挙げられているが、具体的にどの地点の空間放射線量であるのか不明であることに加え、いずれにしても毎時3.8マイクロシーベルト（年間20ミリシーベルト）という「健康被害に懸念を抱く客観的な指標」（原判決485～486頁）を上回るものではない。

さらに言えば、いわゆる「ホットスポット」との用語は、福島県内に留まらず、全国的に、（およそ本件事故による法律上保護される利益の侵害が認められない）茨城県や千葉県、さらには東京都においても頻繁に言われていた用語であり、いわき市内の各地において「ホットスポット」の存在が報告されていたという事実は、本件事故後に一審原告らの法律上保護される利益の侵害が発生・継続していたことを何ら裏付けるものではない。

(4) 「『汚染状況重点調査地域』に指定」について

「汚染状況重点調査地域」は、その地域における放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の場合、「その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域」（放射線物質汚染対処特別措置法32条1項）として指定された

ものにすぎず、当該指定をもって、一審原告らの法律上保護される利益の侵害の発生及び継続を裏付けるものではない。現に、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村には、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県の市町村も多く含まれており、これらの地域においては、およそ本件事故による法律上保護される利益の侵害は認められない。

なお、既に控訴理由書等において詳細に主張したとおり、いわき市の空間放射線量率は、本件事故以降一貫して、具体的な健康リスクを生じさせるようなものではなかった。

(5) 「安定しない原発が存在している中での度重なる災害」について

本件地震後には余震が頻発したが、それによって放射性物質の拡散・漏えい等の事故が起きたことはなく、本件原発に異常が生じたこともない。また、そのことは、報道等によって都度速やかに周知されていたのであるから（乙A209の1、乙A209の2）、余震が継続的に生じていたことは、本件事故後に一審原告らの法律上保護される利益の侵害が継続していたことの理由にはならない。

また、2021（令和3）年2月以降の福島県沖地震に起因する事情は、本件事故とは別の事象であり、本件事故に起因する利益侵害とは何ら関係がない。そもそも、福島県沖地震によっても、本件原発について放射性物質の拡散・漏えい等の事故が起きた事実は存在しないから、同地震に関する事情をもって、本件事故後に一審原告らの法律上保護される利益の侵害が継続していたということはできない。

(6) 「自主避難実行者の増加による不安」について

控訴理由書にて主張したとおり、本件事故直後の時点において、いわき市

居住者が実際に避難した割合は、概ね4.5%程度（2011（平成23）年3月15日時点で1万5337人）であり、その大部分は、地震や津波による被害からの避難者である。そうすると、大部分のいわき市居住者は、本件事故後においても、いわき市での生活を継続しているのであって（つまり、いわき市は、十分に生活を継続できる状態にあり）、むしろ、いわき市は、避難したいわき市居住者の数を超える数の避難者を受け入れる避難先となっていた（以上につき、控訴理由書11頁）。

一審原告らの主張は、本件事故後、しばらくたった後に、様々な事情により、自らの判断で県外等に移住したいわき市居住者がいたということであると思われるが、具体的に、本件事故に起因したといい得る理由による移住があったのか否かについては、全く明らかにされていない²（さらに言えば、あくまでも自らの判断によるものである以上、およそ、本件事故との間に相当因果関係は認められない。）。

（7）「汚染状況の解明に時間を要したことによる不安」について

時間を要したとされる「汚染状況の解明」や「汚染の実態解明」が何を指しているのか不明であるが、いわき市が、必ずしも除染作業が必要な地域ではなかったことについては、控訴審準備書面（1）19頁に記載したとおりである。したがって、除染作業が行われるまで、いわき市民の合理的な不安（つまり、法的保護に値する不安）が解消されなかつたとは言えない。

² 関意見書・35頁の表には、2011（平成23）年3月から9月にかけてのいわき市からの転入・転出者数がまとめられているが、新潟県への自主避難者への民間賃貸住宅借上制度や福島県による住宅の無償提供制度がある中で、転出者が転入者に比較して多くなるのは特に不思議なことではなく、また、このような転入出がいかなる理由によるものなのかについては、何ら裏付けはない。

3. 「4 語られにくい滞在者の被害」に対する反論

一審原告らは、自主的避難実行者と比較して、自主的避難等対象区域に居住していて避難しなかった者（滞在者）の被害が「語られにくい状況にあった」と主張するが、このような主張は具体的な根拠に基づくものではなく、単なる想像に過ぎない。加えて、「語られにくい状況にあった」ことによって、損害の発生や継続が認められるというものでもない。

なお、一審被告東電による中間指針等に基づく自主賠償においても、また、原判決の認定額においても、実際に避難したかどうかによって、慰謝料（精神的損害）の額に差は設けられてはいない。

4. 「5 未除染下で生活することについての被害」に対する反論

一審原告らは、「第二期の終期は、いわき市が未除染のまま汚染下にあった時期をもとに議論されるべき」であると主張し、その理由として「一般公衆の放射線限度を超える汚染下（未除染下）で滞在することは、一般的にみて不快を感じる状況」であることを挙げる（一審原告控訴審準備書面1・9頁）。

(1) 「一般公衆の放射線限度」は年間1ミリシーベルト以下ではない

一審原告らの主張する「一般公衆の放射線限度」という独自の概念がどのような基準を指しているのか明らかにされていないが、従前の主張と同じく年間1ミリシーベルトを指すのであれば、既に、一審被告東電が控訴理由書24頁にて詳述したとおりである。すなわち、原子炉等規制法において年間1ミリシーベルト以下となるように放射線源を管理することが求められているのは、原子炉を設置・運転する際に発生する周辺監視区域外の地点における実行線量を合理的に達成可能な限り低いものとするとの考え方（ALAR Aの原則）によるものであり、年間1ミリシーベルトを超える被ばくにより

健康被害を生じさせる危険があることを前提とするものではない。ましてや、年間1ミリシーベルト以上であることをもって「一般公衆の放射線限度」を超えていることを意味するものでも、あるいは、「一般的にみて不快を感じる状況」でもない。

(2) 「一般的にみて不快を感じる」だけでは慰謝料は認められない

精神的損害に対する慰謝料が認められるためには、「権利又は法律上保護される利益」の侵害があること、すなわち、客観的な状況のもとで、平均的かつ一般的な人を基準として、一般社会生活上受忍すべき限度を超えた利益侵害があったといえなければならず、単に「一般的にみて不快を感じる」というだけでは足りない（控訴理由書6頁から9頁）。

また、一審原告らが一審原告控訴審準備書面1で引用する（また、関意見書23頁でも引用されている）岡山地裁平成23年5月31日判決の判示部分³は、続いて、「そうであるとすれば、被告としては、安全性、快適性に関するより詳細な情報を収集すべく調査をした上で、その調査内容を説明するか、このような調査をしない場合には、少なくとも……説明すべき義務があったというべきである」と判示されていることからも分かるとおり、単に、汚染された土地の売買取引に係る宅地建物取引業者の説明義務を導くための判示であって、「一般的に不快を感じ得る」だけで慰謝料が認められると判示したものではない。

加えて、上記岡山地裁判決においても、また、その控訴審である広島高裁

³ 「土壤に含まれていることに関する規制は存在しなかったものの、廃白土、ベンゼン、トリクロロエチレンに関する規制自体は存在していたし、油臭による不快感、違和感が生活に支障を生じさせることについても一般的に認識されていたと考えられるから、地中に一定量を超えて上記物質が存在した場合には、同地の居住者の安全が害され得ることについて、当時、一般的に認識されていたということができる（略）。また、上記物質が地中に存在する場所に居住することは、当時においても、一般的に不快を感じ得る事情であったと推認される」とする箇所（一審原告控訴審準備書面1・9～10頁）。

岡山支部平成24年6月28日判決においても、「健康被害等を理由とする慰謝料については認めることができない」（岡山地裁判決）、「それ（一審被告東電注：健康被害等を理由とする慰謝料）以外に、上記損害賠償（一審被告東電注：財産的損害に係る損害賠償）により填補できない精神的損害が発生したとは認められない」（広島高裁判決）と判示して、慰謝料を否定している（下線部分は一審被告東電が付したもの。）。

さらに、そもそも、一審原告らが指摘する「土壤汚染の存在する住居に住み続けたことによる慰謝料は1か月当たり10万円を下らない」とする広島高裁判決の判示部分は、争点についての当事者（原告）の主張内容を附加するものに過ぎず、同裁判所の判断ではない。つまり、一審原告ら及び関礼子教授は、一方当事者（原告）の主張に過ぎない判決部分をあたかも裁判所の判断であるかのように記載し、その主張文は意見の根拠として挙げているのである。

5. 「6 『ふるさと損傷』という観点からの被害」に対する反論

一審原告らは、「原発事故による地域的被害、地域力の低下と言われる被害は、同時に個々の当該住民の被害として観念できるもの」であって、一審原告らには「ふるさと損傷」という観点からの被害があり、これが平穏生活権侵害の判断要素に位置付けられると主張する。

(1) 「ふるさと」は法律上保護される利益ではなく、一審原告らの利益侵害はない

法律上保護される利益といえるためには、利益の客体・内容が明確であり、利益帰属主体の範囲が明確である必要がある（潮見佳男『不法行為法I【第2版】』（信山社、2009年）33頁）。

しかし、一審原告らが「損傷」したと主張する「ふるさと」及び「損傷」の内容は、例えば、「季節を感じ、旬を感じられる暮らし、生活を豊かにする営み、外から人を引きよせて地域を活性化する術を失う」(一審原告控訴審準備書面1・11頁)、「遊べない海、自慢できない海は、いわき市民の地域資本の損傷」(同13頁)など、具体的にいかなるものを指すのか一義的に明らかでなく、あまりに情緒的であり、かつ、不明確である。加えて、一審原告らの居住地域はいわき市全域に大きく広がっており、年齢層も大きく異なるにもかかわらず、「地域の高齢者は熱心に山歩きをして、山菜・キノコを販売所に並べ、ちょっとした小遣い稼ぎをしていたが、販売所も成り立たなくなつた」(同11頁)、「(自家用の作物について)作ったものを食べるか食べないかで気づかいをし、食べないとなればお互いがお互いに傷つけあうことになる」(同12頁)、「健康な作物や山海の恵みを喜びあうような生活を当たり前としていた」(同15頁)などといった、ごく一部のいわき市居住者にしか当てはまらないような事情も「ふるさと」(及びそこから得られていた利益)の内容に含められており、利益帰属主体の範囲も極めて不明瞭である。

以上のように、一審原告らが主張するような「ふるさと」は、利益の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が不明確であるから、法律上の保護に値する利益ではない。また、一審原告らの主張は、いわき市という広い地域に居住する個々の住民の一部について、その生活が、本件事故をきっかけとして、多かれ少なかれ様々な変化があったということに留まり、「ふるさと」であるいわき市が、なんらかの「損傷」を被ったとは評価できず、したがって、当該「ふるさと」の損傷により一審原告個人の利益が侵害されたともいえない。

(2) 「個々の被害」とされる事情は、一審原告らに対する損害に結びつかない

以下のとおり、一審原告らが「個々の被害」として挙げる事情は、一審

原告らに共通して、本件事故後によって法律上保護される利益の侵害が発生したことを何ら裏付けるものではない。

ア 山林の被害

山菜やキノコを採取できない、あるいは出荷できない、さらには、熱心に山歩きをしていた地域の高齢者による「ちょっとした小遣い稼ぎ」の手段としての山菜・キノコの販売所が成り立たなくなつたことによって財産的損害が生じたというのであれば、原子力損害に係る損害の主張としては成り立ちうる。しかし、誰の所有かも不明である山林において、山菜やキノコ採りができなくなったからといって、「季節を感じ、旬を感じられる暮らし、生活を豊かにする営み、外から人を引きよせて地域を活性化する術を失うこと」ということにはならず、この間には極めて大きな論理の飛躍がある。

加えて、そもそも、「季節を感じ、旬を感じられる暮らし、生活を豊かにする営み、外から人を引きよせて地域を活性化する」ことが、各一審原告にとって、法律上保護される利益であるとは到底言えない。利益の客体も、内容も、利益帰属主体の範囲も不明確だからである。

イ 農業被害

関意見書45頁から46頁に記載されている5名のヒアリング結果をもって、いわき市居住者一般において、法律上保護された利益の侵害を認めることは、到底できない。

なお、そもそもこの5名に関しても、これらのヒアリング結果によって、農業の後継者がいなくなり、自然（生態系）資本が損傷し、社会関係資本が損傷し、やがて地域資本の損傷につながるという主張は、単なる想像の

域を出るものではなく、法的な相当因果関係の議論にはなっていない。

ウ 海の被害

事実関係について述べると、一審原告らが自ら主張するところ、いわき市内の海水浴場は、防潮堤の工事が完了した後、順次、営業を再開しており、「遊べない海」ではない。また、一審原告らは、勿来海水浴場における2012（平成24）年の海開き時点の空間放射線量率が毎時0.07～0.36マイクロシーベルトであったと主張するが、避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（毎時換算値：毎時3.8マイクロシーベルト）を大幅に下回るものである（なお、一審原告らは、「海水中の濃度は1リットル当たり1ベクレル以下だった」とも主張するが、いかなる放射性物質の濃度であるかについてすら明らかではない。）。

その上で、一審原告の主張について検討すると、「親子で海に遊びに行くということ」が「積極的に選択されなかった」とことや「処理水の放出後に子どもを海水浴場で遊ばせるかどうかで親同士の間に新たな分断が生まれること」、「社会関係資本の損傷」、「地域の持続性や永続性を損なうこと」、「いわき市民の地域資本の損傷」又は「アイデンティティの損傷」との間には、大きな論理の飛躍があり、法的な主張として成り立っていない。

なお、一審原告らは、2013（平成25）年における汚染水の海洋流出や、2014（平成26）年における高濃度汚染水の漏出といった事實を述べるが、本件事故とは別の事象であり、本件事故を原因とする利益侵害とは何らの関係もない。

エ 川の被害

夏井川漁協及び鮫川漁協における「遊漁者」が2～3割減少したことは、

「いわき市で暮らす豊かさや喜び、食文化や地域の誇りが損なわれたことを意味する」ものではない。論理的な結び付きが全くないためである。また、利益の客体も、内容も、利益帰属主体も不明確な「いわき市で暮らす豊かさや喜び、食文化や地域の誇り」というものが、法律上保護される利益であるとも到底言えない。したがって、財産的損害とは別に、いわき市居住者（一審原告ら）に対し精神的損害を生じさせる事情にはなり得ない。

オ 良好的観光資源からみえる原発事故被害

「観光資源の魅力や人気」にいかなる影響があったか、一審原告らの主張からは明らかではない。また、「観光資源の魅力や人気」の喪失は、主として観光産業に携わる事業者の営業上の損害として把握されるのであればともかく、「観光資源の魅力や人気」そのものが一審原告らの平穏に生活する利益の一環として法的な利益として帰属するものではない。なお、一審原告らは、「いわき市民の遊び・趣味の場の減少、地域や市民の誇りとアイデンティティを傷つけるものであった」と主張するが、「観光資源の魅力や人気」が減少・低下することと、「いわき市民の遊び・趣味の場」が減少することは論理的に全く結びつかず、また、「地域や市民の誇りとアイデンティティを傷つける」という主張にも、論理の飛躍がある。

カ 魚（「常磐もの」）からみえる原発事故被害

海産物については、国から出荷制限の指示がなされた一部の海産魚介類についても、順次、当該出荷制限指示が解除されており（乙A71）、また、本件事故後、小名浜港や中之作港においては水揚げが再開されている（乙A73）（一審被告東電準備書面（14）10～11頁及び一審被告東電準備書面（18）31頁）。

一審原告らは、「海釣りを楽しむ人も趣味を失う状況になった」と主張するが、趣味として海釣りをすることは何ら禁止・制限されておらず、「趣味を失う状況」にはなっていない。

なお、一審原告らが主張する「いわき湯本温泉にある老舗旅館」の事情は、一審原告らに対する利益侵害に関する事情ではない。

キ 伝統文化から見える原発事故被害

一審原告らが主張する伝統文化に関する事情は、そもそも事実関係すら明確な根拠があるものではないことに加え、いわき市居住者（一審原告ら）に対する利益侵害に関する事情ではない。

ク いわき市民の食文化や生活スタイルからみえる原発事故被害

厚生労働省が2011（平成23）年9月と同年11月において福島県で実際に流通している食品を検査した推計によれば、食品からの放射性セシウムによる内部被ばくの値は十分に低いことが確認されており（乙A93・Q2）、食物摂取による内部被ばくの値が十分に低いことは、広報いわきにおいても公表されている（乙A81の20）。また、内部被ばくが生ずるおそれのある食品が流通しないような措置が講じられ、かつ、このような措置が講じられていることは適切に周知されていた。（一審被告東電準備書面（17）9～11頁）。

それにもかかわらず、いわき市居住者が「米作り、野菜作りを行い、近所の人や知り合いに配ることを喜びとしていた」、「山では筍やシイタケの栽培をしていた」、「山菜のシーズンには、シドキやタラの芽などの山菜採りを頻繁にして」いた、「カレイやアイナメなどを釣っては、夜の食卓に並べるような生活をしていた」という生活を一時的に行わないと判断したと

しても、そのことをもって直ちにこれらの事情を有するいわき市居住者の法的保護に値する利益が侵害されたことにはならないことに加え、このような事情のあてはまらないいわき市居住者（一審原告ら）との関係では、まったく意味のない事情である。

第2 「第2 旧屋内退避区域の損害」に対する反論

1. 「2 同じ30キロ圏内であるのに緊急時避難準備区域に指定されなかつたこと」に対する反論

一審原告らは、本件旧屋内退避区域が「一方的に、知らぬうちに、将来に認められるはずだった損害賠償の対象から外された」と主張するが、本件原発から20～30km圏内の地域であれば必ず緊急時避難準備区域に指定されるわけではないし、旧屋内退避区域に指定されれば、緊急時避難準備区域と同等の補償が受けられるとの期待権が認められるものでもない。そもそも、本件事故による一審被告東電の補償及び裁判における賠償は、被災者に実際に生じた損害を賠償する目的で行われているのであって、旧屋内退避区域に居住していたから、「緊急時避難準備区域に準じた被害が認容されるべき」であったという考え方自体、端的にいえば、誤りである。

この点、一審被告東電の自主賠償の基準について言えば、旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民とは、2011（平成23）年4月22日以降に政府の指示に伴う生活上の制約（緊急時に避難又は屋内退避ができるよう準備を行うこと）があったか否かという点で決定的な違いがあり、このような制約の有無を前提に旧緊急時避難準備区域の自主賠償における賠償対象期間は算定されている（中間指針においても、避難指示等の解除時期が賠償対象期間の終期の基準とされている〔乙C2・19頁〕）。

したがって、旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民との間で

自主賠償額に差が設けられたことには合理的理由があり、旧屋内退避区域に居住していたことのみをもって「本来ならば補償すべき被害者の賠償を予め奪うという不公正」があったなどと主張することは、旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民が当時置かれていた状況の差異を無視するものである。

2. 「3 屋内退避区域の被害」に対する反論

一審原告らは「第二期の終期は、いわき市が未除染のまま汚染下にあった時期をもとに議論されるべきである」と主張するが、控訴理由書28頁から33頁に詳しく記載したとおり、仮に、本件事故発生当初の時期において、本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らに利益侵害が認められるとしても、遅くとも2011（平成23）年4月22日までには、利益侵害の状況は解消されている。

3. 「4 屋内退避区域の賠償」に対する反論

一審原告らは、「屋内退避指示が解除された2011年4月22日の解除時点で、安心して帰った住民などおらず」、2011（平成23）年9月までの期間（7ヵ月間、月額10万円、合計70万円）の賠償は、「この地域の被害に対する補償としては極めて不十分であり」「感謝料の増額を行うべきである」と主張する（なお、上記合計70万円の賠償は、一審被告東電の自主賠償額であって、原審の認定額〔これに加えて、同年10月～12月の3ヵ月間分について15万円〕ではない。）。

しかし、上記のとおり、仮に、本件旧屋内退避区域に居住していた一審原告らに利益侵害が認められるとすれば、遅くとも2011（平成23）年4月22日までに限られる。

以上